

令和7年度 松山市立湯築小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月21日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

「湯築小学校では、いじめはひきょうなこととして絶対に許されない。」
 「湯築小学校では、つらい思いをした人、いじめを受けた人は徹底的に守られる。」
 「湯築小学校では、どの先生に相談してもよい。」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、湯築小学校では、全ての児童がいじめをしたり、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置したりすることがないように、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任
 学年主任、養護教諭、人権同和教育主任
 特別支援教育コーディネーター

【家庭地域等】

PTA
 学校評議員
 公民館 等

【外部専門家】

支援センター
 弁護士
 松山東警察署 等
 (スクール
 カウンセラー)

【関係機関】

松山市教育委員会
 児童相談所
 松山市子ども相談課
 母子生活支援センター
 医療機関
 法務局
 愛媛大学 等

【いじめ防止】

- ① 組織で対応
 - ・ 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が一丸となって協力し合う組織的な指導体制を確立する。
- ② 校内研修の充実
 - ・ 校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点等について、生徒指導主事研修会、生徒指導主事連絡協議会への参加等を通して得られた情報や、「松山市いじめ対応アクションプラン【改訂版】」を基に、教職員間の共通理解を図るとともに、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 「いのち」に学ぶ教育の推進
 - ・ 「いのちは一つ」の合言葉の下、生命を大切にし、互いを思いやり、尊重し合う児童の育成に努める。
- ④ 道徳教育、人権・同和教育の充実
 - ・ 全ての教育活動において、道徳性を培う道徳教育を推進するとともに、人権尊重の意識を育む。
- ⑤ 児童の自主的な取組の支援
 - ・ 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画・実行する。松山市小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に主体的に参加し、他校との交流を図りながら、児童自らがいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
 - ・ 「いじめ0の日」にななゆめ会等が企画した集会や全校遊びなどを実践し、仲間づくりに取り組むとともに、いじめを許さない意識を育む。
- ⑥ 関係諸機関等との連携
 - ・ 家庭やPTA、地域の関係機関とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた対策を推進する。
- ⑦ 学級経営の充実

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	校内いじめ防止対策委員会 11回	年度始めいじめ防止対策委員会（しらさぎ育成会）…学校いじめ防止基本方針の策定・修正	
		学校生活アンケート 11回	「いのち」に学ぶ教育の推進 総合的な学習の時間 道徳教育 特別活動 児童会活動 ななゆめ班活動
二 学 期	校内いじめ防止対策委員会 11回	①・生徒指導・特別支援教育に関する校内研修 ・教育相談 → 個別懇談会・家庭訪問等 ・ネットモラル等に関する安全教室	
三 学 期		②・いじめに関する校内研修 ・ゆめキラキラ発表会 ・人権参観日・人権集会 ・教育相談 → 個別懇談会・家庭訪問等 ③・生徒指導・特別支援教育に関する校内研修 ・教育相談	
		年度末いじめ防止対策委員会（しらさぎ育成会）…学校いじめ防止基本方針の検証	

【未然防止・早期発見】

① 情報の共有化と報告・連絡・相談の徹底

- ・どんなささいなことでも、気になることは、いつでも素早く情報を共有して対応を協議し、即動できるようにする。（終礼、学年会、生徒指導部会、企画会、職員会議の有効活用）実効的な組織体制をつくるために、管理職、生徒指導主事、教務主任、学年主任等を中心に、教職員が発言することへの安心感がもてる学校づくりに努める。

② 児童及び学習アシスタント等からの情報収集

- ・学校生活アンケートの実施とともに、家庭訪問、個別懇談、計画帳、日記帳などを活用し、早期に情報を収集し、きめ細かな実態把握に努める。

③ 「いじめ実態把握専用メール」の運用

- ・周囲を気にして教師に直接相談できない児童や、いじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解消を図る。

④ 相談機関等の周知

- ・学校以外の相談窓口（「松山市子ども相談課」等）について周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

① 初期対応（発見した・相談を受けた）

- ・直ちにその行為をやめさせる。
- ・情報提供者（児童・保護者）の話を真摯に傾聴する。
- ・情報提供者の安全を確保する。
- ・迅速かつ正確な事実関係の把握に努める。
- ・いじめの前兆がある場合には、早期に的確な関わりをもつ。
- ・事実を隠さず、保護者等と協力して対応する体制を整える。

② 組織で対応

- ・発見したり相談を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、「校内いじめ防止対策委員会」へ報告し、情報を共有する。その後、速やかに指導・支援の体制を整え、組織で対応に当たる。

③ 被害児童・保護者への支援

- ・いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通す対応を行う。
- ・家庭訪問等で、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、以後の対応を協議する。

④ 加害児童・保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。
- ・いじめの状況に応じて、教育委員会と連携し、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止等を含む）を立てる。
- ・警察等との連携を含め、毅然とした対応を行う。

⑤ 集団への働き掛けと継続的な指導

- ・「観衆」や「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育成する。

⑥ ネット上でのいじめへの対応

- ・教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の充実を図る。
- ・一人一台のタブレット端末の使い方を通して、ネットモラル指導の充実を図る。

⑦ 学校生活アンケート等の結果から聞き取り調査

⑧ 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めた場合、松山東警察署と連携して対応する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、直ちに松山東警察署に連絡・相談し、適切に援助を求める。

⑨ 重大事態への対応

- ・重大事態と判断した場合、①～⑧の対応とともに、教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。また、被害児童やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの様子に異変を感じたら、迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ 子どもの立場に立って話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気づきましょう。 ○ いじめは許されない行為であると、話をして聞かせましょう。 ○ 1人1台のタブレット端末の普及に伴い、インターネットやSNSの利用について、家庭でルールを決めましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守りましょう。 ○ いじめや不良行為を発見したら注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 子どもたちは「地域の宝」です。地域の子どもにとっての夢を支える安らぎの場としましょう。